

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

石川県

## 2 構造改革特別区域の名称

石川グリーン・ツーリズム促進特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

七尾市、輪島市、珠洲市及び羽咋市並びに石川県羽咋郡富来町、志雄町、志賀町及び押水町、鹿島郡田鶴浜町、鳥屋町、中島町、鹿島町、能登島町及び鹿西町、鳳至郡穴水町、門前町、能都町及び柳田村並びに珠洲郡内浦町の全域並びに金沢市の区域の一部（中山間地域）

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 石川型グリーン・ツーリズムの特色

本県は、南北に長い地形、長い海岸線を持ち、日本列島のほぼ中央に位置することなどから全国屈指の変化に富んだ自然を持ち、その自然が育む魚や野菜などの豊かで多様な食材と古くから伝わる食文化、大陸の影響も色濃く残す祭や生活文化などが伝えられている。

そこで、本県中山間地域において、他県と比べ本県が優れている次の4点を活かした「石川型グリーン・ツーリズム」を展開することとしている。

わずかな移動時間で山・里・海の変化に富んだ自然

県下ほとんどの地域において、30分足らずのわずかな移動時間で、山・里・海の変化に富んだ自然を楽しめる立地条件にある。

豊富な種類の食材

山・里・海の幸に恵まれ、しかも日本のほぼ中央に位置することから、果樹ではリンゴからミカン、魚では寒流のサケ、タラから暖流のカツオ等、北から南までの多様な食材が収穫できる。

## 数多くの既存の観光資源

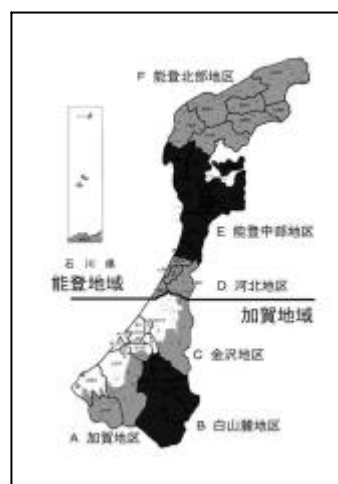
古都金沢や加賀温泉郷、和倉温泉、異観の能登外浦海岸や輪島の千枚田など、以前から入れ込み客の多い観光資源を数多く有している。

## 伝統・文化等数多くの知的魅力

加賀地区の九谷焼や白山麓地区の一向宗にちなんだ報恩講などの行事、金沢地区の能楽、茶道、和菓子づくりといった百万石文化や能登地区の夏を彩る祭りなどを初め、有形・無形の知的資源が数多くある。

## (2) 本特区区域の地域・地区毎の特色

本県中山間地域は、地理的・社会的に加賀地域（加賀地区、白山麓地区、金沢地区）と能登地域（河北地区、能登中部地区、能登北部地区）に大別される。



### A 加賀地域加賀地区

加賀温泉郷への入り込み客（加賀市、山中町、小松市、辰口町）をグリーン・ツーリズムに誘導

- ・ 加賀海岸で水揚げされるカニ、エビなどの新鮮な海の幸を活用
- ・ 観光農園「加賀フルーツランド」(加賀市)など、ブドウ、梨、いちご等のもぎ取り園を活用
- ・ 山中塗（山中町）九谷焼（寺井町）などの伝統産業を体験
- ・ 大日山、鞍掛山（小松市）などでの自然散策やトレッキング
- ・ 県民の森（山中町）や西俣キャンプ場（小松市）などでのキャンプ・アウトドア体験

### B 加賀地域白山麓地区

白山登山、白山スーパー林道への観光客をグリーン・ツーリズムに誘導

- ・ ナメコ、わさび、山菜、川魚などの山川の幸の活用
- ・ 手打ちそば、豆腐、みそなど地域産物の加工体験
- ・ スキー、スノーボード、パラグライダーなどのスポーツ体験
- ・ 報恩講料理、でくまわしなどの伝統料理や芸能など知的魅力を体験
- ・ ハーブ園「ミントレイノ」、洋蘭展示施設「花ゆうゆう」などの活用
- ・ 「恐竜パーク白峰」における化石発掘体験や白山ろく民俗資料館での昔の山村生活体験、手取川でのボート川下り体験

#### C 加賀地域金沢地区

金沢城、兼六園、武家屋敷などに代表される加賀百万石の城下町金沢を訪れる観光客をグリーン・ツーリズムに誘導

- ・ 湯涌温泉への入り込み客をターゲットとした朝市や市民農園の開設
- ・ 加賀野菜に代表される農産物を活用した食の体験
- ・ 夕日寺自然園などでの里山ワーキングホリデー
- ・ 医王山、坪野キャンプ場でのアウトドア体験
- ・ 別所町でのタケノコ掘りとタケノコ料理
- ・ 平栗いこいの森でのカタクリの花とギフチョウの観察
- ・ 二俣和紙の紙すきと牧町のガラス工芸体験等

#### D 能登地域河北地区

山・里・海、それぞれの資源を有機的に活用し、従来からの観光客をグリーン・ツーリズムに誘導

- ・ 竹炭生産体験など生活に根付いた文化の体験
- ・ 岩魚や山女釣りや滝壺での川遊び、昆虫採取
- ・ 紋平柿やぶどうのもぎ取り体験
- ・ 地引き網など海の体験

#### E 能登地域能登中部地区

温泉などへの従来からの観光客と能登空港の開港により訪れる新たな観光客をグリーン・ツーリズムに誘導

- ・ 能登の生活文化、人情等にふれる農家宿泊体験

- ・ 和倉温泉、能登島水族館、利家とまつ七尾城趾や能登金剛、志呼の桜、千里浜渚ドライブウェイなど、既存の観光地資源
- ・ 羽咋郡のジャガイモ、サツマイモ、スイカなどの収穫体験
- ・ マツタケ（能登島等）、ホンシメジ（一円）などキノコ狩り体験
- ・ 千里浜などでの地引き網、海岸での魚釣り、定置網見学、貝細工など海の体験
- ・ 能登一円で水揚げされるブリ、タラ、カニ、カキ貝（七尾西湾）などの新鮮な海の幸
- ・ お熊甲祭（中島町）、石崎奉灯祭（七尾市）など地域色の強い祭

#### F 能登地域能登北部地区

景勝地などへの従来からの観光客と能登空港の開港により訪れる新たな観光客をグリーン・ツーリズムに誘導

- ・ 能登の生活文化、人情等にふれる農家宿泊体験等を推進
- ・ 輪島の朝市、千枚田や真脇遺跡、ぼら待ち櫓、見附島、恋路海岸など既存の観光資源
- ・ 珠洲郡のイチゴなどのもぎ取り体験、オーナー農園
- ・ マツタケ（珠洲等）、ホンシメジ（一円）などキノコ狩り体験
- ・ 能登全域の海岸での魚釣り、珠洲郡でのスキューバダイビング、シュノーケリング、定置網見学など海の体験
- ・ 能登一円で水揚げされるブリ、タラ、カニ、海藻などの新鮮な海の幸の活用
- ・ 輪島塗、珠洲焼、塩づくり（珠洲）など伝統文化の体験
- ・ ドイツで映画化された総持寺（門前町）での禅体験
- ・ キリコ祭（主に奥能登一円）など地域色の強い祭

(3) このように、本県中山間地域は、伝統と文化に裏打ちされた数多くの地域資源を有するとともに、年間に約300万人の交流人口を有しており、今後とも地域活性化に向けたグリーン・ツーリズム促進に積極的に取り組む地域である。

(4) なお、今回の特区区域は、

- C:金沢地区・E:能登中部地区・F:能登北部地区 -

農家民宿や市民農園の展開可能性等、グリーン・ツーリズムの促進に対する地元の要望といった、グリーン・ツーリズム等の熟度

- C:金沢地区 -

金沢市は、同市の中山間地域におけるグリーン・ツーリズムの促進を図るため、農家民宿の開業に向けての空き家調査や市民農園の開設を念頭にした遊休農地の調査、及びタケノコ祭りの支援や農業体験交流施設の運営といった中山間地域への誘客促進施策、などを積極的に展開している。

自らの手による市民農園の開設を要望している農業者が、特例措置の適用を期待している。

- E:能登中部地区・F:能登北部地区 -

本年秋に本県で開催予定の「全国グリーン・ツーリズム研究大会in能登」における事業実施エリア（羽咋郡以北の能登地域）

本年7月に開港予定の「能登空港」における利活用促進エリア（羽咋郡以北の能登地域）

羽咋郡以北の能登地域において、能登北部地区2市4町1村（珠洲市、輪島市、珠洲郡1町、鳳至郡3町1村）及び能登中部地区2市10町（七尾市、羽咋市、鹿島郡6町、羽咋郡4町）は、それぞれ「能登北部グリーンネットワーク推進協議会」及び「能登中部グリーンネットワーク推進協議会」を組織し、

- ・ 農林漁業者に対する農家民宿や市民農園等グリーン・ツーリズムの受け入れ施設の開業・開設支援
- ・ 民宿や農産物直販所の経営者・従業員を対象とした接客・接遇研修
- ・ 農家民宿経営者や農林漁業者を対象とした講演会の開催
- ・ 共同でのホームページの運営やメールマガジンの配信

等を通じて、能登の魅力を最大限に発揮するため、相互に連携を取りながらグリーン・ツーリズムを一体的に推進することとしている。

農家民宿の開業や自らの手による市民農園の開設を要望している農業者が、特例措置の適用を期待している。

など、特例措置を受ける主体の特定状況と、県としてグリーン・ツーリズムを特に積極的に推進する一体的な地域（羽咋郡以北の能登地域）を勘案し、設定した。

(5) このことから、県は、特区区域内で特例措置を受ける主体が特定されていない市町村において、当該市町村や関係団体と協力し、早急な主体の特定を図ることとしている。

(6) 中山間地域で特区区域外の区域にあつては、今後、熟度の高まりを勘案しつつ、特区の区域として追加してゆく。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### (1) 本県中山間地域の現状

本県中山間地域は、地形等の自然条件が厳しく、交通アクセスに恵まれていない等、産業振興や社会生活等の面で不利な状況に置かれており、これまでも、山村振興法等、様々な地域振興立法による対策が実施されてきたにもかかわらず、過疎化・高齢化等の進行により地域活力の低下が著しい、一連の区域である。

産業は、農林水産業が大きなウェイトを占めているが、産業基盤が弱い上、長引く景気の低迷や農産物の市場開放等による採算性の低下などにより、ますます経済的に深刻な状況となってきている。

加えて、担い手の不足等から、美しく管理されてきた森林・農地や集落などの景観、古くから受け継がれてきた祭などの伝統文化、生活や産業にかかる技術等、豊富な地域資源の維持継承も困難になりつつある。

### (2) グリーン・ツーリズム推進方策の策定

前述の課題に併せ、本県では、以前からグリーン・ツーリズムの取り組みがなされてはいたものの、

中山間地域で宿泊し、農林漁業や農村生活の体験を提供する「農林漁家民宿（以下「農家民宿」という。）」の開業や、都市住民が農作物の栽培を楽しむ場を提供する「市民農園」の開設等への取り組みが十分ではなく、グリーン・ツーリズムの魅力向上に向けた施策が必要である

民間による取り組みが少なく、行政主導の取り組みが多い  
都市住民のグリーン・ツーリズム利用に対する意識が薄い  
等、グリーン・ツーリズムを農山漁村地域の新たな産業として誘導する上  
での初歩的段階で、多くの課題を抱えていた。

このため、石川県では、本県中山間地域を対象として、平成13年度に、  
グリーン・ツーリズム推進の指針として「石川県グリーン・ツーリズム推  
進方策」を策定した。

### (3) グリーン・ツーリズム推進の基本方向

この基本方針に基づき、各地域の地域資源や特徴を活かした取り組みを  
さらに充実させ、「石川型グリーン・ツーリズム」を早期に確立するため、  
以下の事項について積極的に取り組んでいく。

#### 地域資源の積極的な活用

(自然・文化・伝統・産業・産物・行事・人など多くの資源の活用)

#### 美しく豊かな自然環境・景観の創造と継承

(自然環境や景観を維持・継承する取り組みを地域住民及び地域外の  
人たちの協力を得て実施)

#### 地域の住民・関連産業が一体となった取り組みの推進

(地域住民が共通認識と自主的な創意工夫により、地域ぐるみの運営  
や業務の分担、収益の分配等のシステムを確立)

#### 利用者の立場に立った受入体制の推進

(地域の資源、地形・食材等石川の特徴を活かし、利用者ニーズに十  
分応え得るソフト・ハード面の充実を図る)

#### 利用者ニーズの把握と広報活動の推進

(積極的なマーケットリサーチや都市住民のアドバイス等によるニーズ  
の把握と地域・対象者を絞ったリアルタイムの効率的な情報提供に努める)

#### 県民及び関係者の理解と協力による推進活動の助長

(民間が主体となった取り組みを行政等がバックアップする等、民間・  
行政の役割分担と積極的な連携により、県民のグリーン・ツーリズム利  
用機会の増大を図る)

(4) このように、本県では地域活力低下の著しい中山間地域の活性化に向け、  
グリーン・ツーリズムを推進してきた。

(5) 今回、本特区計画により、取り分けグリーン・ツーリズムの促進に対する要望の強い地域を対象として、今一度、地域資源の魅力の再発見を行うとともに、県及び市町村、関係機関・団体、農林漁業者等地域住民が一丸となり、観光促進施策と併せ、特例措置を活用した農家民宿の開業促進や市民農園の開設促進を初めとするグリーン・ツーリズム促進施策を有機的に実施する。

このことにより、都市農村交流人口の増加及びこれに伴う経済活性化効果を促し、本県中山間地域の構造改革による活性化を進めようとするものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

石川型グリーン・ツーリズムの魅力を最大限に発揮し、グリーン・ツーリズムを促進することにより、本県中山間地域における交流人口の増加を促す。

また、グリーン・ツーリズムを農林漁業者に所得の向上をもたらす新たな産業として確立するとともに、これらを通し、本県中山間地域の活性化を図る。

なお、本特区区域においては、特に農家民宿や市民農園など受け入れ施設の充実を図り、これらを核にグリーン・ツーリズムを促進する。さらには、グリーン・ツーリズム促進のための関連事業を一体的に行うことにより、都市農村交流人口の増加を促し、もって特区区域の活性化を図る。

(1) 近年、社会・経済情勢の変化に伴い、余暇時間が増加し、特に、都市住民の間では、「心の癒し」や「心身のリフレッシュ」等の観点から、従来の「団体・業者のパック観光・短期間過密スケジュール」型の旅行に加え「家族や少人数グループ・自己企画観光・長期間ゆったりスケジュール」型の旅行への関心が高まってきている。

そこで、石川型グリーン・ツーリズムの魅力を最大限に発揮する「中山間地域における体験・滞在型の旅行」を促進し、もって本県中山間地域における交流人口の増加を促す。

(2) 石川県グリーン・ツーリズム研究会（グリーン・ツーリズムの受け入れ者組織）の自己研鑽の下、グリーン・ツーリズム利用者へのもてなしの質を向上させるとともに、各種体験交流施設や観光企業、地元企業との連携により



グリーン・ツーリズムを農林漁業者に所得の向上をもたらす新たな産業として確立する。

(3) 新たなグリーン・ツーリズム産業の創出にあたっては、加賀地区の加賀温泉郷、白山麓地区の霊峰白山、金沢地区の兼六園・金沢城、能登地区の和倉温泉等、各地区の有する多様な観光資源・地域資源との連携を十分に図りながら効果的に推進し、これらを総合的に活用することにより本県中山間地域の活性化を図っていく。

(4) なお、本特区区域において、自然等の資源を身近に感じ、農林漁業体験等を通じて農林業業者とのふれあいを楽しんでもらえる新たな宿泊の形態としての「農家民宿」の開業を、従来の宿泊施設と調和を保ちつつ促進する。

また、都市住民に、土に親しみ、作物を栽培する楽しみを提供するとともに、特区区域の農地の保全にも役立つ「市民農園」の開設を促進する。

さらに、これら取り組みを核として、グリーン・ツーリズム促進の関連事業を一体的に行うことにより、都市と農村の交流人口の増加を促し、農林漁業者の所得の向上を図り、もって特区区域の活性化を目指す。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

観光による誘客促進と併せ、規制の特例措置を活用した農家民宿の開業や市民農園の開設促進等を通じたグリーン・ツーリズムの促進により、県への観光客の入り込み客数の増加と併せ都市農村交流人口の増加が図られる。

また、グリーン・ツーリズムの促進により、宿泊・飲食費、農林漁業体験施設利用料、農林漁業指導料、農林水産土産品の売上げ等による経済効果が期待され、中山間地域が活性化される。

特区区域における都市農村交流人口

区 分		H13年度	H19年度	H13 19年度	
		千人	千人	千人	%
計		1,669	1,837	168	110
日帰・宿泊別	うち日帰	1,252	1,323	71	106
	うち宿泊	417	514	97	123
県内・県外別	うち県外	783	869	86	111
	うち県内	886	968	82	109

今後5年間で交流人口を10%伸ばすとともに、ゆとりある旅行へのニーズが強まっていることから、農家民宿の開業促進と併せ、交流人口に占める宿泊客の割合を現行の25%（417千人÷1,669千人）から28%（514千人÷1,837千人）とする。

本年7月開港予定の能登空港の利用促進により、県外からの誘客を強化する。

特区区域における都市農村交流に係る消費額

区 分		H13年度	H19年度	H13 19年度	
		百万円	百万円	百万円	%
日 帰 り		3,195	3,376	181	106
宿 泊		8,283	10,210	1,927	123
計		11,478	13,586	2,108	118

なお、21億8百万円の経済効果のうち、特例措置の適用により、  
 (1) 農家民宿を今後5年間で新たに25軒開業させ、12億15百万円  
 (2) 市民農園を今後5年間で新たに6.4ha開設させ、56百万円の経済効果を特区区域において見込む。

参考1 中山間地域における都市農村交流人口及び都市農村交流に係る消費額

中山間地域における都市農村交流人口

区 分		H13年度	H19年度	H13 19年度	
		千人	千人	千人	%
計		2,914	3,206	292	110
日帰・宿泊別	うち日帰	2,185	2,308	123	106
	うち宿泊	729	898	169	123
県内・県外別	うち県外	1,368	1,520	152	111
	うち県内	1,546	1,686	140	109

中山間地域における都市農村交流に係る消費額

区 分	H13年度	H19年度	H13 19年度	
	百万円	百万円	百万円	%
日 帰 り	5,577	5,891	314	106
宿 泊	12,326	15,189	2,863	123
計	17,903	21,080	3,177	118

今後5年間で交流人口を10%伸ばす。

ゆとりある旅行へのニーズが強まっていることから、農家民宿の開業促進と併せ、交流人口に占める宿泊客の割合をを現行の25%(729千人÷2,914千人)から28%(898千人÷3,206千人)とする。

本年7月開港予定の能登空港の利用促進により、県外からの誘客を強化する。

なお、31億77百万円の経済効果のうち、特例措置の適用により、

- (1) 農家民宿を今後5年間で新たに32軒開業させ、15億11百万円
- (2) 市民農園を今後5年間で新たに8.1ha開設させ、71百万円の経済効果を中山間地域において見込む。

参考2 全県における観光入り込み客数及び観光消費額

平成13年度における石川県での観光入り込み客数 21,519千人

平成13年度における石川県での観光消費額 274,689百万円

### 参考3 本県中山間地域におけるグリーン・ツーリズムへの誘客対象

グリーン・ツーリズムの誘客の対象者（地域）は、現在、それぞれの地区への観光入り込み人数をもとに定め、集中的かつ効率的な情報発信を行うこととしている。

加賀地域の加賀地区においては、年間約600万人の観光客の入り込みがあり、県内の都市部（金沢市、小松市、松任市、羽咋市、七尾市、輪島市等の消費地）からが35%、隣県が16%、関西圏が23%、中京圏が14%、関東圏が5%、その他となっている。

観光客の多くは温泉客で占められており、これらの客を対象としたグリーン・ツーリズムを展開し、誘客の促進を図ることとしている。

加賀地域の白山麓地区においては、年間約120万人の観光客の入り込みがあり、県内の都市部等からが74%、隣県が5%、関西圏が11%、中京圏が4%、関東が2%、その他となっている。

観光客の多くは白山登山、白山スーパー林道、7カ所のスキー場を訪れる客が占めており、これらの客を対象としたグリーン・ツーリズムを展開し、誘客の促進を図ることとしている。

加賀地域の金沢地区においては、年間約700万人の観光客の入り込みがあり、県内の都市部等からが48%、隣県が9%、関西圏が11%、中京圏が8%、関東圏が14%、その他となっている。

加賀百万石の城下町「金沢」の歴史文化等を訪ねる観光客が多くを占め、これらの客を対象としたグリーン・ツーリズムを展開し、誘客の促進を図ることとしている。

能登地域においては、年間約730万人の観光客の入り込みがあり、県内の都市部等からが47%、隣県が12%、関西圏が14%、中京圏が10%、関東圏が9%、その他となっている。

能登半島の景勝地や温泉、各地に継承される祭や伝統文化に魅せられ、訪ねる客が観光客の多くを占め、これらの客と併せて、この夏に開港する能登空港を利用した首都圏からの客をターゲットとしたグリーン・ツーリズムを展開し、誘客の促進を図ることとしている。

8 特定事業の名称

- (1) 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業(407)
- (2) 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業(1002)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- (1) 本県中山間地域におけるグリーン・ツーリズム促進のための特定事業関連施策（平成15年度）

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要
地域資源の積極的な活用促進事業	海のグリーン・ツーリズム推進事業費	能都町(能登地域)で、寒ブリや甘エビなど能登の新鮮な魚介類をPR、定置網見学体験、食談などの交流イベントを開催、都市住民の漁業への理解と都市と漁村の交流を促進(H15予算額 1,144千円)
	グリーン・ツーリズムと心の教育連携モデル事業費	輪島市、穴水町(能登地域)等におき、夏休みを利用して横浜、大阪等の県外と県内の小中学生を対象にした農村・自然体験プログラム「子ども長期自然体験村」を開催、子供向けグリーン・ツーリズムを推進  (H15予算額2,600千円)
	体験型修学旅行誘致活動事業費	東京、名古屋、大阪の三大都市圏の中高校生をターゲットに、体験型修学旅行誘致活動を展開、輪島市(能登地域)では民宿組合等を中心に受け入れ計画や誘致用パンフレット等を作成  (H15予算額2,200千円)
	観光交流空間づくりモ	昨年度、羽咋郡以北の市町村で組織す

	<p>デル事業</p> <p>グリーン・ツーリズム推進調査費</p>	<p>る「広域連携観光交流推進協議会」が、観光連携プラン及び観光マップを作成</p> <p>本年度、県は、連携プランの実践に向け、指導・助言</p> <p>金沢市の中山間地域におけるグリーン・ツーリズムの促進を図るため、農家民宿の開業に向けての空き家調査や市民農園の開設を念頭にした遊休農地の調査</p> <p>&lt;H15予算額 250千円&gt;</p>
<p>美しく豊かな自然環境・景観の創造と継承事業</p>	<p>ふるさと情報発信推進事業費</p> <p>森の学び舎設置事業費</p>	<p>石川県グリーン・ツーリズム推進協議会が運営主体となってグリーン・ツーリズム情報発信のためのホームページ「いしかわのグリーン・ツーリズムガイドとびつきり加賀・能登(仮称)」を開設・管理</p> <p>(H15予算額208千円)</p> <p>全県で取り組む自然体験プログラム「いしかわ自然学校」の一環として、県内小学生を対象に、健康の森(輪島市:能登地域)等で子ども向けキャンプ等を実施</p> <p>(H15予算額1,250千円)</p>
<p>受入体制づくりの推進事業</p>	<p>全国グリーン・ツーリズム研究大会開催費</p>	<p>能都空港開港を機に、羽咋郡以北の能登地域を実施区域とし、全国からグリーン・ツーリズム受入関係者が参加して、全10コースの体験モデルツアーや、意見交換会等を開催</p> <p>大会を通じ、グリーン・ツーリズムの促進に向け、農家民宿の開業や市民農園の開設などの推進を行う。</p> <p>(H15予算額 7,000千円)</p>

<p>能登北部グリーンネットワーク推進協議会及び能登中部グリーンネットワーク推進協議会運営事業費</p>	<p>羽咋郡以北の市町村で、能登北部グリーンネットワーク推進協議会及び能登中部グリーンネットワーク推進協議会を運営</p> <p>協議会では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林漁業者に対する農家民宿や市民農園等グリーン・ツーリズムの受け入れ施設の開業・開設支援</li> <li>・ 民宿や農産物直販所の経営者・従業員を対象とした接客・接遇研修</li> <li>・ 農家民宿経営者や農林漁業者を対象とした講演会の開催</li> <li>・ 共同でのホームページの運営やメールマガジンの配信</li> </ul> <p>などを行い、羽咋郡以北の能登地域一丸となってグリーン・ツーリズムを推進する。 &lt;H15予算額 2,700千円&gt;</p>
<p>グリーン・ツーリズム受入体制整備事業費</p>	<p>グリーン・ツーリズム推進の核となるインストラクターなどの人材養成研修の実施、「石川県グリーン・ツーリズム研究会」などの推進組織の活動を支援</p> <p>(H15予算額1,260千円)</p>
<p>民宿整備資金貸付金</p>	<p>民宿施設におけるトイレ、浴室、安全等の向上に係る改築等に対する融資貸付制度(1件1千万円、H15貸付枠1億円)</p>
<p>石川型グリーン・ツーリズム推進モデル事業費</p>	<p>穴水町、富来町(能登地域)において都市部の地域や団体を対象にふるさと市の開催や交流大使の派遣、体験ツアーの実施などグリーン・ツーリズムを通じた友好都市づくりを推進(H15予算額1,000千円)</p>

<p>利用者ニーズの把握と広報活動の推進事業</p>	<p>加賀百万石誘客キャンペーン推進事業費</p> <p>能登の旅情報センター運営事業費</p> <p>有楽町能登ふるさと館運営費負担金</p>	<p>「能登の夜祭り」、「癒しの発酵食」などスローツーリズムをキーワードにモニターツアーの実施、能登半島体験メニューの整備などの情報発信 (全体枠で 83,508千円)</p> <p>本年夏に開港の能登空港ターミナルビル内に新たに設置する観光情報発信拠点施設において、グリーン・ツーリズムなど、特に羽咋郡以北における能登地域の観光情報を提供 (H15予算額11,634千円)</p> <p>東京有楽町に設置した首都圏PRセンター「能登ふるさと館」において、羽咋郡以北の能登地域への誘客に向けた情報発信、特産品展示等を実施 (H15予算額23,376千円)</p>
<p>地域一体となった交流活動の実践事業</p>	<p>地域一体型グリーン・ツーリズム支援事業費</p> <p>内川たけのこまつり支援事業費</p> <p>金沢湯涌みどりの里管理運営費</p>	<p>七尾市南大呑地区(能登地域)のほか、能登地域2地区において、地域住民、関連産業が一体となって進めている特色あるグリーン・ツーリズム推進活動に対して支援 (H15予算額750千円)</p> <p>金沢市の中山間地域である内川地区におけるタケノコ祭りを支援 &lt;H15予算額 500千円&gt;</p> <p>金沢市の中山間地域である湯涌地区における農業体験・都市農村交流の拠点施設である「湯涌みどりの里」を運営 &lt;H15予算額 8,917千円&gt;</p>



	金沢湯涌みどりの里食の交流事業	金沢市湯涌地区の郷土料理による食談を通じた都市農村交流を支援 < H15予算額 300千円 >
県民及び関係者の理解と協力による推進活動の助長事業	グリーン・ツーリズム普及啓発事業費	「県民フォーラム」や「グリーン・ツーリズムまつり」の開催など県民のグリーン・ツーリズムへの理解促進と定着へ向けた普及啓発活動の実施 ( H15予算額 3,400千円 )

( )内は県予算額  
< >内は市町村予算額

## (2) 全国的に行われることになる規制緩和の活用

次の規制緩和措置のPRを行い、農林漁業者に周知することにより、より一層の農家民宿の開業促進を図る。

- ・ 農家民宿開業に当たっての、旅館業法上の客室延床面積要件の撤廃
- ・ 農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の規制緩和
- ・ 農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎の為の輸送に関する道路運送法上の規制緩和

(3) 県及び市町村、関係機関・団体、農林漁業者が連携し、観光促進施策と併せ、特例措置を活用した農家民宿の開業促進や市民農園の開設促進を初めとするグリーン・ツーリズム促進施策を有機的に実施し、都市農村交流人口の増加及びこれに伴う経済活性化効果により、本県中山間地域の活性化を目指す。

# 別紙（特定事業番号：407）

## 1 特定事業の名称

407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

珠洲市、内浦町、輪島市、穴水町、門前町、能都町、柳田村、七尾市、田鶴浜町、烏屋町、中島町、鹿島町、能登島町、鹿西町、羽咋市、富来町、志雄町、志賀町、押水町の全域並びに金沢市の中山間地域に住所を有する農林漁業者、農業生産法人及び同特区内に農地又は山林を有する農林漁業者、農業生産法人で農家民宿を開業しようとする者

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特区計画の認定日

## 4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」及び「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消防予第90号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

## 5 当該規制の特例措置の内容

### (1) 規制の特例措置の必要性

近年の中山間地域等での自然とのふれあいや心身のリフレッシュ等、グリーン・ツーリズムへの期待が高まる中、新しい宿泊形態としての農家民宿を進めるためには、農家民宿事業実施に際しての負担軽減が必要である。

当該規制の特例措置により、誘導灯及び誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置については、前記ガイドラインが適用されることから、農家民宿の開業促進のためには特例措置の適用は不可欠である。

## (2) 要件適合性を認めた根拠

### 誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の避難階(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第13条の3第1項)において、

- ア 各客室から直接外部に容易に避難できる、又は建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること
- イ 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3メートル以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること
- ウ 農家民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること

の全ての条件に該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

### 消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿において、

- ア 「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件(前述5の(2)の )」を満たしていること
- イ 客室が10室以下であること
- ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容(火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。)が明示されていること

の3要件を満たす場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

# 別紙（特定事業番号：1002）

## 1 特定事業の名称

1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

珠洲市、内浦町、輪島市、穴水町、門前町、能都町、柳田村、七尾市、田鶴浜町、鳥屋町、中島町、鹿島町、能登島町、鹿西町、羽咋市、富来町、志雄町、志賀町、押水町の全域並びに金沢市の中山間地域の農地で、別表1に掲げる市町村又は別表2に掲げる農業協同組合以外の者で特定農地貸付法に基づき市民農園を開設しようとする者。

### 別表1

珠洲市、内浦町、輪島市、穴水町、門前町、能都町、柳田村、七尾市、田鶴浜町、鳥屋町、中島町、鹿島町、能登島町、鹿西町、羽咋市、富来町、志雄町、志賀町、押水町、金沢市	以上20市町村
---	---------

### 別表2

珠洲市農業協同組合、内浦町農業協同組合、おおぞら農業協同組合、町野町農業協同組合、能登わかば農業協同組合、はくい農業協同組合、志賀農業協同組合、土田農業協同組合、富来町農業共同組合、金沢市農業協同組合	以上10農業協同組合
--	------------

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特区計画の認定日

#### 4 特定事業の内容

農地を所有する者が、自己の所有する農地で市民農園を開設する場合には、特定農地貸付けが取り消された後において、当該農地の適切な利用を確保するために必要な事項等を内容とする事業実施協定を、石川県及び農地が所在する別表 1 に掲げる市町村と締結することを条件に、特定農地貸付けによる市民農園開設を認める。

また、NPO法人、企業など農地を所有していない者が別表 1 に掲げる市町村又は別表 3 に掲げる農地保有合理化法人から農地を借りて市民農園を開設する場合には、事業実施協定を、石川県及び農地の貸付主体である別表 1 に掲げる市町村又は別表 3 に掲げる農地保有合理化法人と締結することを条件に、特定農地貸付けによる市民農園開設を認める。

##### 別表 3

珠洲市農業協同組合、内浦町農業協同組合、おおぞら農業協同組合、町野町農業協同組合、能登わかば農業協同組合、はくい農業協同組合、志賀農業協同組合、土田農業協同組合、富来町農業共同組合、金沢市農業協同組合、以上 10 農業協同組合及び社団法人石川県農業開発公社

#### 5 当該規制の特例措置の内容

##### (1) 規制の特例措置の必要性

特区区域では、過疎化や高齢化、及び耕作放棄地の増加が課題となっている。

規制の特例措置により、地方公共団体、農業協同組合以外の者が市民農園を開設でき、地域外の者により市民農園の形態で農地を管理してもらうことは、遊休農地を持つ者や後継者不足の者にとって耕作放棄の防止と副収入の獲得ができ、地域にとっては農地の有効活用を通じた活性化が図られる。

一方、都市住民には、土に触れ、自らの手で安全な農作物を作りたいとのニーズが数多くあり、新たな市民農園の開設が待たれている。

このように、市民農園の開設を促進するためには、多様な主体が市民農園の開設を行えることが必要であり、特例措置の適用は不可欠である。

## (2) 要件適合性を認めた根拠

「石川グリーン・ツーリズム特区」が県内の耕地面積に占める割合は46%であるが、耕作放棄地に占める割合は80%(県内耕作放棄地3,013haのうち特区内2,408ha)と極めて高い状況にある。'00年農林業センサス

また、耕作放棄地の割合は、「石川グリーン・ツーリズム特区」区域内で12.5%と高く、これは県平均7.5%の1.7倍、特区区域以外の1.6%の7.8倍となっている。'00年農林業センサス

さらに、「石川グリーン・ツーリズム特区」区域内における平成12年の農業従事者に占める65歳以上の高齢化割合は約35%と、特区区域以外の約29%に比べかなり高くなっており、若い担い手が不足している状況にある。'00農林業センサス

以上のことから、特区区域内における農地の遊休化が深刻であるため、特例措置の適用により特区区域内での市民農園の開設を促進し、もって耕作放棄の防止と農地の有効活用を図っていく。